

## 令和 2 年度「学校いじめ防止基本方針」

学校名	福岡県立遠賀高等学校
課程又は 教育部門	全日制

学校番号

29

## 1 本校におけるいじめ防止等のための目標

- ・全ての生徒が安心して安全に学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努める。
- ・全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響をおよぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- ・いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。
- ・学校の教育活動全体を通じて生徒の自尊感情及び自己有用感を育み、いじめに向かわない態度・能力の育成に努める。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 全ての生徒を対象に未然防止の取組を行う。
- ・人権尊重の視点に立った学校づくりを目指す。
- (2) いじめ防止のための職員研修の実施
- ・「いじめ防止対策推進法」「学校いじめ防止基本方針」について、年度当初に研修を実施し職員への周知を図る。
  - ・「事例研修」や参加体験型の手法で職員研修を実施する。
  - ・発達障がいや性同一性障がい等の職員研修を実施する。
  - ・生徒の自己肯定感・コミュニケーション能力を育成するプログラムについて職員研修を実施する。
- (3) 授業づくりや集団づくり
- ・わかる授業づくりを推進し、全ての生徒が参加し達成感を得られる授業の工夫をする。
  - ・「授業サポーター」の取組を推進し、「授業規律の確立」を目指す。
- (4) 人間関係・学校風土を作る
- ・各科・コースの体験的な学習や学校行事等をとおして、生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」に努め、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合う人間関係や学校風土をつくる。
  - ・外部講師を招聘したいじめ防止のための講演会等を計画し、生徒の心の育成や社会性の育成を図る。

る。

- ・生徒を見守り健やかな成長を促すために、保護者や地域との交流を深める取組を推進し、いじめを生まない環境作りに努める。

(5) 指導のあり方に注意をはらう。

- ・教師の人権意識を高める研修をとおして、生徒に対する教師の不適切な認識や言動、差別的な態度のない教育環境づくりを目指す。
- ・教師の不適切な言動が原因で、生徒間のいじめを誘発することがないように、生徒との関わりにおいて命の大切さや相手を思いやる心の醸成に努めるなど、教師自身の人権意識の向上に努める。

### 3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

ア いじめは大人が気付きにくい形で行われる。

- ・ささいな兆候や懸念であっても、いじめではないかとの疑いを持つ。
- ・早い段階から複数の職員で組織的に適切な関わりを持つ。
- ・隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるので、調査については、その背景にある事情も含めて慎重に行う。
- ・心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応する。

イ アンテナを高く保つ

- ・保護者や地域・同窓会との連携により生徒を見守る信頼関係の構築及び情報共有に努める。
- ・生徒のささいな変化を見逃さない。

ウ 情報交換・情報共有を行う。

- ・生徒の様子の変化に関する情報共有を随時行う。
- ・「気付きメモ」の活用を図る。
- ・必要に応じて関係者を招集し、情報共有の上その後の対応を考える体制を作る。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア いじめの実態把握・訴えやすい雰囲気作り。

- ・学級日誌や保健室からの情報等により、生徒の様子に注意を配る。
- ・定期的なアンケートや教育相談及び全校一斉面談を実施することで、生徒がいじめを訴えやすい体制を作る。
- ・家庭用チェックリスト等を活用して、家庭との連携を図りながら生徒の様子把握に努める。
- ・相談箱の設置の周知により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。
- ・地域との連携を密にして、登下校中の生徒の情報を受け入れやすい体制を作る。
- ・学校ネットパトロールを組織的に行い、学校外でのトラブル等の実態把握に努める。

イ 定期的な取組体制の点検

- ・生徒の悩みを積極的に受け止められているかについて、定期的に点検を行う。
- ・取組の体制が適切に機能しているかについて、定期的に点検を行う。

#### ウ 取組体制の周知

- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施や相談箱設置等の体制の周知を図る。
- ・ 保健室やスクールカウンセラーの利用の周知を図る。
- ・ 「子どもホットライン24」・「少年サポートセンター」・「親・おや電話」等、電話相談窓口の周知を図る。

### 4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

#### （1）基本的考え方

- ・ 特定の教員で抱え込まず、速やかに組織で対応する
- ・ いじめの認知は、「いじめ防止対策委員会」において、被害性に着目した判断において認知する。
- ・ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを「いじめ防止対策委員会」において判断する。
- ・ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない生徒や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない生徒もいることに配慮し、個々の生徒理解に努め、様々な変化を捉えて適切に対応する。
- ・ インターネットや携帯電話等を利用したいじめに対して適切に対応する。
- ・ 被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ 教育的配慮のもと毅然とした態度で、加害生徒を指導する。
- ・ 教職員全員の共通理解や保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。

#### （2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア 速やかにその行為を止める。

イ 「組織」で直ちに情報を共有する。

- ・ 関係生徒への広範囲な聴き取りをとおしていじめの事実の確認を行う。
- ・ いじめに係る情報については正確に記録をし、迅速に管理職への報告を行う。
- ・ 事実確認の結果は、疑いのある事案を把握した段階で、電話で学校の設置者に管理職が電話での第一報をし、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

ウ 所轄警察署との相談

- ・ 指導により十分な効果が困難で、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるとき。

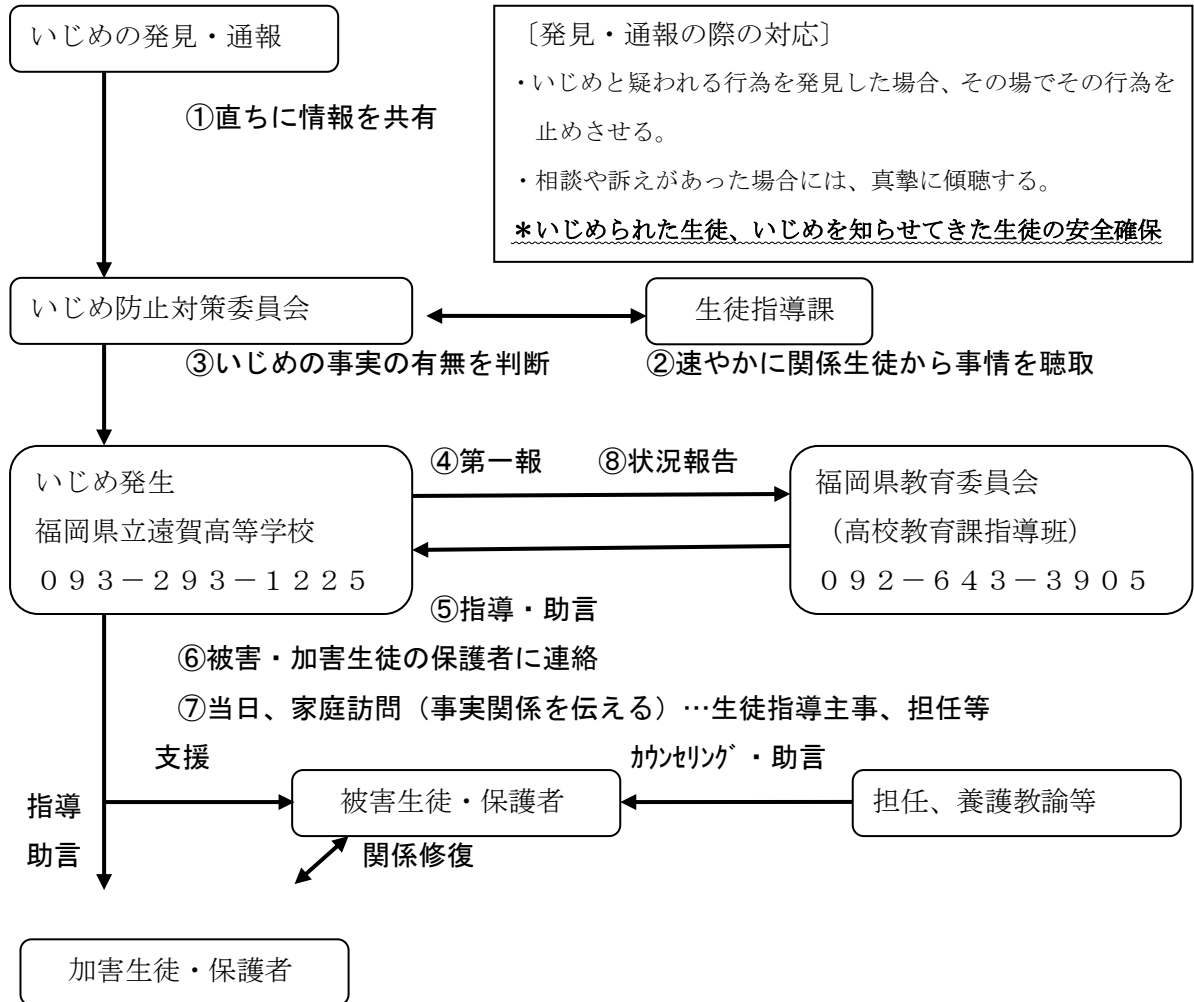
#### （3）いじめられた生徒又はその保護者への支援

ア いじめられた生徒の安全を確保する。

- ・ いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。
- ・ プライバシーには十分に留意して対応する。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、いじめられた生徒に寄り添う体制を作る。

- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- イ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に正確な事実関係を伝える。
- ウ 必要に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教員経験者・スクールサポーターなど外部専門家の協力を得る。

※いじめの発見・通報を受けたときの対応（フローチャート）



(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ア いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。
- イ いじめを直ちに止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ウ 迅速に保護者に連絡する。
  - ・保護者の理解や納得を得た上、保護者の協力を求める。
- エ 自らの行為の責任を自覚させる。
  - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす決して許されない行為であることを理解させる。
- オ 毅然とした態度で対応する。
  - ・いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の形成に配慮する。
  - ・教育上必要があるときは、適切に懲戒を加えることも検討する。

折尾警察署生活安全課	TEL 093-691-0110 (内260)
折尾警察署少年課	TEL 093-691-0110 (内270)
北九州少年サポートセンター	TEL 093-881-7830 *ウエル戸畑
ヤングテレホン北九州	TEL 093-881-4152 *24時間対応

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

ア 自分の問題として捉えさせる。

- ・いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持たせる。
- ・はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

イ いじめの解決に向けて

- ・被害生徒と加害生徒及び他の生徒との関係を修復に努める。
- ・双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことを目指す。

(6) ネット上のいじめへの対応

ア 直ちに削除する措置をとる。

イ プロバイダーに対し速やかに削除を依頼する。

ウ 必要に応じ法務局又は地方法務局の協力を得る。

エ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

オ 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施する。

カ 非行防止講演会等をとおして、生徒にインターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる。

キ 学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者の理解を求めていく。

(7) いじめの解消

ア 少なくとも次の2つの要件が満たされているときをいじめの解消とする。

【1】いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

【2】被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

イ いじめの解消と判断するまで、被害生徒及び加害生徒に対し、個人面談やいじめに特化したアンケート等を活用し、常に再発防止に努める。上記（7）アのとおり、いじめの解消については、学校いじめ防止対策委員会を経て校長が判断する。

ウ いじめの解消と判断後も、継続的に被害生徒及び加害生徒に対して、日常的に注意深く観察をしていき、再発防止に努める。

## 5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
    - 「いじめにより」とは、上記1, 2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
    - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
      - ・児童生徒が自殺を企図した場合
      - ・身体に重大な障害を負った場合
      - ・金品等に重大な被害を被った場合
      - ・精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。
    - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。
- ※「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止のための基本的な方針」から抜粋

### (1) 重大事態の発生と調査

#### ア 重大事態の報告

- ・学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて、県知事に第1回目の報告をする。

#### イ 事実関係の調査

- ・調査の主体は教育委員会が判断する。

#### ウ 調査を行うための組織

- ・当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。
- ・専門的な知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者で構成する。

#### エ 事実関係を明らかにするための調査

- ・いじめが、いつ行われたのか。
- ・いじめが、誰から行われたのか。
- ・いじめが、どのような様態であったのか。
- ・いじめを生んだ背景事情や人間関係。
- ・学校・教職員がどのように対応したか。

#### オ 調査の実施に際しての確認事項

- ・因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・当該事態への対処や同種の事態の発生防止が主であるという共通認識を持つ。

- ・重大事態の発生から、1ヶ月程度を目途に、聴取した内容を書面にまとめる。
- ・調査期間中に当該生徒が学校復帰した場合も、その時点での聴取内容を取りまとめる。
- ・聴取した内容を踏まえて、当該生徒が、学校に復帰できるよう、家庭と連携して、その後の支援方策を検討する。

カ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた生徒・情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を行う。
- ・いじめられた生徒へ上記のエの項目について十分な聞き取り調査を行う。
- ・いじめられた生徒への事情・心情の聴取も行い、学校生活復帰支援や学習支援等を行う。
- ・保護者、教職員（学級・学年・部活動等）、関係する生徒等に対しても上記のエの項目について聴き取り調査を行う。
- ・いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為の防止に努める。

キ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合（入院や死亡など）

- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と調査について協議し着手する。
- ・在校生徒や教職員への質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

ク 自殺の背景調査における留意事項

- ・背景調査の実施には、遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・いじめの疑いを踏まえ、在校生への聴き取り調査等の実施を積極的に遺族に提案する。
- ・調査の目的・期間・方法・入手した資料の取り扱い・説明のあり方・結果の公表等について、できる限り遺族との合意を図る。
- ・背景調査においては、偏りのない資料や情報を多く収集し、客観的に総合的に分析評価を行う。
- ・分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- ・情報の提供については、教育委員会から必要な指導及び支援を仰ぐ。
- ・情報発信及び報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報適用を心がける。
- ・報道のあり方については、積極的に報道機関に対して協力を求める。

(2) 調査結果の提供及び報告

①いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報の提供

- ・調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒や保護者に対して、適時・適切な方法で経過報告を行う。
- ・調査に先立ち、質問紙調査により得られた情報を、いじめを受けた生徒やその保護者に提供する場合があることを、調査対象生徒やその保護者に説明をする。

②学校は、事実関係を明らかにするための調査を実施したのち、教育委員会を通じて、県知事に調査結果の報告として第2回目の報告をする。その際、防止策及び保護者の所見を記載する。

## 6 いじめの防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称 いじめ防止対策委員会

### (2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

ア 「いじめ防止対策委員会」は、本校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には次に掲げる役割が挙げられる。

#### 【未然防止】

・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割。

#### 【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
- ・ いじめの早期発見・事後対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集や記録・共有を行う役割。
- ・ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、及び関係生徒に関するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割。

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割。
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

イ 「いじめ防止対策委員会」は、本校の管理職・主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、人権教育担当教員等で構成する。

- ・ 状況に応じて、学級担任、部活動顧問等、事象の解決に当たって関係の深い教職員を加えて事象に対応する。

### (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- ・ 「いじめ防止対策委員会」は重大事態に係る調査を行う。
- ・ いじめの要因、背景、および学校や教職員の対応の事実関係を明確にする。
- ・ 調査は、当該事態への対処や同種の事態の発生の未然防止を図ることを目的とする。
- ・ 第22条における組織構成員を母体とし、重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

## 7 学校評価

学校自己評価におけるいじめ防止対策推進法に基づく取組状況の評価

- ・ 学校自己評価の項目に、いじめの問題へ取組を記載し、「いじめ防止対策委員会」及び人権教育課を中心に評価を行う。



- ・評価に関しては、学校評議員・学校関係者評価委員からも指導助言を仰ぎ、改善を図っていく。
- ・評価については、人権教育の充実（職員研修会、人権教育授業の事前・事後研修、いじめに特化したアンケートの活用等）に関して具体的な取組を評価する。定期的な「いじめ防止対策委員会」において、取組に対するPDCAサイクルに努め、常に改善等を図る。

※重大事態発生時の対応（フローチャート）

